

議案第7号

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、育児短時間勤務職員の勤務時間を柔軟化するため必要があるからである。

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「各期間」を「各期間。以下この号において「単位期間」という。」に、「1日」を「週休日以外の日において1日」に、「午前7時」を「午前5時」に、「以上」を「以上（単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）ごとにつき1日を限度として職員があらかじめ指定する日にある場合は、市長が規則で定める時間未満）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定により育児短時間勤務をしている職員であつて、この条例による改正前のみよし市職員の育児休業等に関する条例第11条第1号に定める勤務の形態によつていたものの勤務の形態については、この条例による改正後の同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>(1) みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあつては、市長の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間。以下この号において「<u>単位期間</u>」という。）につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、<u>週休日以外の日において1日につき午前5時から午後10時までの間において市長が規則で定める時間以上（単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間）ごとにつき1日を限度として職員があらかじめ指定する日にあつては、市長が規則で定める時間未満）勤務すること。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第11条 同左</p> <p>(1) みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあつては、市長の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間）につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、<u>1日につき午前7時から午後10時までの間において市長が規則で定める時間以上勤務すること。</u></p> <p>(2) 略</p>